

9.9 太田仁樹フォーラム事後報告

9.16 文責・矢沢

■案内文書

- 主催 世界資本主義フォーラム
- 日時 2023年9月9日(土) 午後1時30分～4時30分
- 開催形式 ZOOMによるオンライン
- テーマ 近代国家と民族性原理
——オーストロ・マルクス主義の民族論争から
- 講師 太田仁樹(おおた よしき)(1950年名古屋生まれ 岡山大学名誉教授)

《著作》

『レーニンの経済学』御茶の水書房, 1989

『ポスト・マルクス研究』(相田慎一・黒滝正昭と共編) ぱる出版, 2009

『論戦 マルクス主義理論史研究』御茶の水書房, 2015

《訳書》

I. ウォーラーステイン・G. アリギ・T. ホプキンズ『反システム運動』大村書房, 1992.

O. バウアー『民族問題と社会民主主義』(丸山敬一・上條勇・相田慎一・倉田稔と共訳), 御茶の水書房, 2001.

K. レンナー『諸民族の自決権』御茶の水書房, 2007.

E. ホプズボーム『いかに世界を変革するか』(水田洋・伊藤誠・中村勝己・千葉伸明と共訳), 作品社, 2017.

G. デイル『カール・ポランニー伝』(若森みどり・章孝と共訳), 平凡社, 2018.

R. ルクセンブルク『ローザ・ルクセンブルク全集 第5巻』(星野中・中山智香子共訳), 御茶の水書房, 近刊.

●報告趣旨

世界資本主義フォーラムよりは、「帝国、民族自決、国民国家、主権国家の世界史—ハプスブルク帝国の解体からドイツ帝国の成立まで[または、第一次大戦まで]」というテーマで報告するよう依頼を受けた。

報告者の力量もあってテーマを絞り、ハプスブルク帝国における現実から、独自の理論的展開をなしたオーストロ・マルクス主義内部の民族政策論争を紹介する。

オーストロ・マルクス主義の民族理論はマルクス・エンゲルスの民族論の欠落を埋めようとする試みであるが、近代ナショナリズムの核心的原理である「民族性原理」を巡って厳しく対立した。

ポリシェヴィズムは、オーストロ・マルクス主義のナショナリズム的偏向を批判したが、レーニンもスターリンも一面では、オーストロ・マルクス主義を通じて「民族性原理」を継承した。「民族自決権」論は、民族間対立を解決するものではなく、ある局面ではそれを激化させる。

9.9 事後報告 目次

- 案内文書/1
- フォーラムの経過/5
- 本日のテーマについて(司会・矢沢国光)/5
- 太田報告要旨/6
- 主な質疑/20
- 終わりの言葉(河村哲二)/23
- 司会者の感想/23
- 参加者アンケートから/25

●報告要旨Ⅰ：近代世界におけるナショナリズム

- ①民族性原理：「一民族一国家」の原理：ナショナリズムの中核
 - ・単一民族国家という理念、多民族国家という現実
 - ・ネイション・ステイト内でのマイノリティへの同化強要 (N1)
 - ・マイノリティの分離独立要求 (狭義ナショナリズム) (N2)
 - ・テリトリー外に同胞がいる場合のその土地への権利要求 (N3)
- ②普遍的理念 (リベラリズム、社会主義) を掲げての覇権追求 (N-?)
 - ・「革命の輸出」(ナポレオン、コミンテルン、ネオコン)
- ③資本主義世界システムと国家の集権化：近代ナショナリズムの登場
 - ・「近代資本主義のモデル」としての英国
 - ・「近代国家のモデル」としてのフランス絶対王政
 - ・啓蒙絶対王政：フリードリヒ2世 (1712~1786)、エカテリーナ (1729~1796)、ヨーゼフ2世 (1741~1790)
 - ・「ネイション」把握の2類型：本質主義と構築主義
 - ・文明的ナショナリズムと文化的ナショナリズム
 - ・王朝的ナショナリズムと共和主義的ナショナリズム

●報告要旨Ⅱ：オーストリア社会民主党内の民族問題論争

- ①オーストリア帝国の成立 (1804)、神聖ローマ帝国の終焉 (1806)
- ②普墺戦争 (1867)、アウスグライヒ、二重帝国の成立 (1867)
- ③ハインフェルト党大会 (1888)：マルクス派とラサール派の合同
- ④ターフェの言語令 (1880)：独・チェコ語の対等 (ボヘミア、外務語)
- ⑤ヴィンベルガー党会議 (1897)：民族別の党組織の連合体へ
- ⑥バデーニの言語令 (1897)：内務語を含む官庁語の二言語化
- ⑦カウツキーによる民族理論の展開
 - ・民族自決権の正当性、「歴史なき民族」の覚醒の承認
- ⑧ブリュン党大会 (1899)：「民族綱領」の採択、「属地原理」
 - ・ミニ・ネイションステイトの連合、「文化的自治」は限定的
- ⑨「属地原理」に対するレンナーの異論
 - ・民族(文化)と領域(国家)の一致(政治的ナショナリズム)は無理
- ⑩バウアーによる「民族性原理」の称揚
- ⑪ヒルファディングの帝国主義論：「反動」への資本主義の転換
- ⑫レンナー二元的連邦とバウアー帝国解体論 (1918)
- ⑬第一次世界大戦 (1914~1918)、独・墺の敗北、二重帝国の解体

●報告要旨Ⅲ：ポリシェヴィズムに対するオーストリアの論争の影響

- ①マルクス・エンゲルスの唯物史観における民族論の不在、国家論の不備
 - ・ナショナリズムへの状況的対応、「歴史なき民族」への侮蔑
- ②初期レーニンのオーストリア理論の影響
 - ・カウツキーに追随：プロレタリア文化の民族文化への優越
 - ・ブンドの「連合党」構想に批判、ヴィンベルガー会議への批判
- ③スターリンの著作『マルクス主義と民族問題』
 - ・レーニンの称賛、ブハーリンの協力
 - ・内発的な民族発展論
 - ・「民族的構成国家」の構想：属地的自治論
- ④レーニンによる「帝国主義と民族・植民地問題」把握
 - ・発展段階論と民族問題とを結合（ヒルファディング、バウアー）
 - ・「自由貿易から帝国主義」 → 「政治的進歩から反動」の論理
 - ・万国のプロレタリアの団結 → プロレタリアと被抑圧民族の団結
- ⑤「民族自決権保持擁護」論と「民族自決権行使」論の差異
 - ・前者は特定の時期・地域での「自決権行使」の抑制を含む
- ⑥コミンテルン綱領（1928年）：ブルジョア革命としての民族革命

※参加申込者には、直前に、資料(スライドおよび「報告要旨」を文章化したもの)が配布された。

●参考文献

太田仁樹 オーストリア帝国における民族政策論争—民族性原理をめぐって

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/6/62263/20210709111117736964/oer253_3_019_033.pdf

レーニン, 丸山敬一編『民族問題：現代のアポリア』第5章, ナカニシヤ出版, 1997.

スターリン, 丸山敬一編『民族問題：現代のアポリア』第6章, ナカニシヤ出版, 1997.

〈翻訳〉カール・レンナー, 国家と民族(上), 『岡山大学経済学会雑誌』32(2), 2000.

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12564/20160527193250459871/oer_32_2_173_196.pdf

〈翻訳〉カール・レンナー, 国家と民族(下), 『岡山大学経済学会雑誌』32(3), 2000.

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12553/20160527193258622783/oer_32_3_093_113.pdf

〈翻訳〉[カール・レンナー]『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』

第一部：憲法・行政問題としての民族的問題(1)

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12446/20160527192724556718/37_3_107_136.pdf

〈翻訳〉 [カール・レンナー] 『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』

第一部：憲法・行政問題としての民族的問題(2)

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12453/2016052719281928178/37_4_037_049.pdf

〈翻訳〉 [カール・レンナー] 『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』

第一部：憲法・行政問題としての民族的問題 (3)

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12381/20160527192203998034/38_1_077_097.pdf

太田仁樹 オットー・バウアー『民族問題と社会民主主義』の論理, 『岡山大学経済学会雑誌』35(3), 2003.

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12471/20160527193045528705/35_3_019_037.pdf

〈翻訳〉 ルドルフ・シュプリングー [カール・レンナー], 『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』第一部:憲法・行政問題としての民族的問題(1), 『岡山大学経済学会雑誌』37(3), 2005.

〈翻訳〉 ルドルフ・シュプリングー [カール・レンナー], 『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』第一部:憲法・行政問題としての民族的問題(2), 『岡山大学経済学会雑誌』37(4), 2006.

〈翻訳〉 ルドルフ・シュプリングー [カール・レンナー], 『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』第一部:憲法・行政問題としての民族的問題(3), 『岡山大学経済学会雑誌』38(1), 2006.

太田仁樹 カール・レンナーの属人的民族的自治論と二元的連邦国家構想

https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/56485/20190319101458690220/oer_050_3_025_038.pdf

太田仁樹 カール・レンナーの民族的自治論 『諸民族の自決権』を中心に

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jshet1963/46/46/46_46_17/_pdf/-char/en

太田仁樹 民族性原理と民族的自治:属地的自治と属人的自治, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』 50, 2009.

太田仁樹 民族性原理とオットー・バウアー, 『経済論集』 (愛知大学) 186, 2011.

<https://ousar.lib.okayama->

[u.ac.jp/files/public/1/12471/20160527193045528705/35_3_019_037.pdf](https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/1/12471/20160527193045528705/35_3_019_037.pdf)

太田仁樹 マルクス経済学における経済発展段階と政策 : マルクス, ヒルファディング, レーニン, 宇野弘蔵, 『龍谷大学経済学論集』 51 (4), 2012.

https://mylibrary.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/bdyview.do?bodyid=BD00000985&elmid=Body&fname=r-kz-rn_051_04_005.pdf&loginflg=on&block_id=_363&once=true

〈翻訳〉カール・カウツキー「近代の民族集団」, 『岡山大学経済学会雑誌』 49 (1), 2017.

<https://ousar.lib.okayama->

[u.ac.jp/files/public/5/55234/20170630144423438452/oer_049_1_117_137.pdf](https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/55234/20170630144423438452/oer_049_1_117_137.pdf)

〈翻訳〉カール・カウツキー「オーストリアにおける諸民族集団の闘争と国法」, 『岡山大学経済学会雑誌』 49 (2), 2018.

<https://ousar.lib.okayama->

[u.ac.jp/files/public/5/55679/20181121105815142617/oer_049_2_109_124.pdf](https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/55679/20181121105815142617/oer_049_2_109_124.pdf)

■フォーラムの経過

司会者による講師紹介と「本日のテーマについて」のあと、講師がスライドに沿って、報告。→[スライドはこちら](#)

報告はⅠ、Ⅱ、Ⅲの3部構成になっており、しかも「報告要旨」を見ると内容が盛りだくさんで、1回のフォーラムで終わるか心配した。講師の太田さんが、こちらの危惧を察して、スライドのほかに当日口頭報告する内容を word 文書にして、前日送ってくださった。[この「事後報告」はこの word 文書をもとに、スライドの一部を挿入して作成したものです]

報告・質疑を合わせてⅠ、Ⅱ、Ⅲの各部それぞれ1時間弱の時間表で進行してみたが、当初の時間表では、足りなかった。それで、5時まで時間を延長した。

参加者12名。

■本日のテーマについて(司会・矢沢国光)

最近の国際政治には、民族問題が多発しています。

ウクライナ戦争では、「ロシア・ウクライナ・ベラルーシ」という「国家」とその構成住民の様々な矛盾が浮かび上がってきています。ソビエト連邦時代のレーニンやスターリン

の「民族政策」にまでさかのぼる問題のようです。

他方、「中華民族の偉大な復興」をめざす中国では、(8月12日のフォーラムでみたように)一方で多くの少数民族の「中華民族化」が進むとともに、他方では、チベット族・新疆ウイグル族等の自治権要求と中国の「主権国家」の対立が激化しています。

こうした民族問題が、切実な政策問題として浮上し、本格的にまた高いレベルで議論されるようになったのは、第一次大戦前のオーストリア・ハンガリー二重帝国だということを、太田先生から教えられました。

民族問題の「属地主義」に対する「属人主義」(レンナー)という考え方は、脱・主権国家体制にとって、キーワードになるような気がします。

オーストリア・マルクス派の「民族問題」研究の第一人者である太田仁樹先生の講演に期待します。

■太田報告要旨

世界資本主義フォーラム：2023年9月9日(土)

近代国家と民族性原理

オーストロ・マルクス主義の民族論争から

報告者:太田仁樹

●報告要旨 I 近代世界におけるナショナリズム：

概念の整理(1)

簡単に概念の整理から始めましょう。まずnation(英語)、Nation(ドイツ語)という言葉から考えてみます。「国民」と訳されるか、「民族」と訳されるのが普通のようなようです。形容詞のnationalは両言語とも同じ綴りですが同様に「国民的」とか「民族的」、さらに「国家的」とも訳されるようです。日本語の「国民」は主に近代国家成立以後について、「民族」という語は、古代から現代に至るまで使われるようですが、近代における「国民」と「民族」の用法についてはニュアンスがかなり違ってきます。この用語がstateやStaatと結びついてnation-state「国民国家」とNationalstaat「民族国家」という用語になりますと違いははっきりしてきます。

その前に、nation Nationについての代表的な理解の二類型について考えてみます。「原初的把握」と「構築主義的」把握と言われるものです。

原初主義的把握は伝統的なナショナリストの見解で、常識的な「民族」理解となっているものです。この見解は、カント、フィヒテ、ヘルダーなどのドイツの思想家によって発展させられたものですが、完成された形では、マイネッケによって展開されています。それによれば、民族は原初形態から現代に至るまで連続的なアイデンティティを持つ存在であり、当初は文化的な存在であったが、成熟すると政治的存在となる。ナショナリズムはこの自然な歴史的推移に沿った運動である。文化的発展段階の民族は「植物的存在」と呼ばれ、政治的

存在へと上昇したものは「動物的民族」、すなわち「国民」となる。この見解は血縁的紐帯を重視するものであり、民族性原理 Nationalitätenprinzip（一民族一国家）と親和的です。

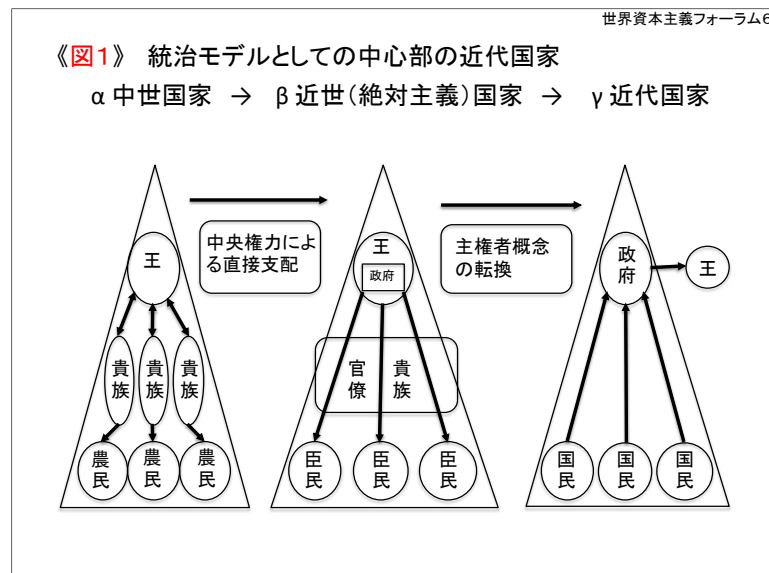
これに対して、新しい見解として、構築主義的把握があります。代表的なのはチェコ出身のイギリスの政治学者ゲルナーがいます。彼によれば、nation は歴史的条件により近代世界に生成されたもので、比較的新しい存在である。すなわち工業化の基礎となる高文化の必要に国家が応える形で、ナショナリズムによって創られたのが nation ということとなります。

nation-state「国民国家」と Nationalstaat「民族国家」の問題に戻ります。この二つの概念は近代国家をどう把握するのかという問題と関わっています。ヨーロッパ中世の国家（ α ）は封建的・身分制的・分権的社会であったと言われます。

《図1》で見れば、王のもとに民衆（農民）が直接服属するのではなく、貴族である封建領主が、封建契約（レーエン契約）によって、領地の統治を認められ、民衆が間接的に支配されている体制です。近世国家（ β ）は、絶対主義とも言われるように、常備軍と官僚制の整備によって、中間的領主層の権力を削いで、分権的傾向を克服し、民衆を「臣民」として直接支配しようとしています。教科書的には、この体制は過渡期の性格を帯びていて、ブルジョア革命によって、「国民」が主権を握る近代国家（ γ ）に取って代わられる存在です。多くの論者は、 β 国家と γ 国家の間の転換を重視して、絶対主義を中世の最終段階として、近代以前の国家形態だと分類していますが、ブルジョア革命の前後の断絶を強調しすぎて、共和主義的偏向を見せています。A・スミスをその例として挙げるすることができます。

ナショナリズムには共和主義的ナショナリズムもあれば君主主義的ナショナリズムもあるので、総体としてのナショナリズムの観点からみれば、ナショナリズムを「国民主権」と一義的に結びつけると、ナショナリズムの多様性を捉えることが困難になります。ナショナリズムにとっては、 α 国家と β 国家の間の断絶こそが重視されていることに留意すべきでしょう。

ドイツ語圏で Nationalstaat「民族国家」が語られるときには、Nationalitätenstaat「多民族国家」との対比が意識されています。主権のあり方とは別の次元として「単一民族国家」が含意されているのです。しかし、一定程度以上の規模のヨーロッパの国家が「単一民族国家」であることは不可能です。「一民族一国家」を内容とする「民族性原理 Nationalitätenprinzip」を現実化しようとするれば、不可避免的に深刻な民族対立が生じます。



カール・レンナーは、Nationalstaat の創設が、ヨーロッパでは民族問題の解決をもたらすものではなく、それを深刻化させるものであることを指摘しました。

概念の整理（2）

民族性原理は 19 世紀の中欧・南欧・東欧に広範に流布し、さまざまな民族運動をひき起こしました。しかしその背景には、フランスを先頭とする先進大国での集権化と民族的標準化がありました。官僚制と常備軍の整備により集権化した大国の内部では、民族間の序列がつけられ、「優等」な民族がその国家の標準民族となり、その民族の「文化」・「歴史」・「伝統」が称揚されました。「劣等」な民族（民族的マイノリティ）の言語・慣習が貶められ、ドイツ語圏では「歴史（由緒）なき民族」と呼称されました。

民族性原理はまず「一国家一民族」政策として登場しました。民族的マイノリティはそのアイデンティティを解体され、同化を強要され、さもなくば排除・追放されることになりました。

フランスでは、その過程は、宗教的異端の排除として、歴史の中に見ることができます。その過程は中世の盛期に始まり、アルビジョア十字軍(1209-29)、百年戦争(1338-1453)、ユグノー戦争(1562-98)、ナント勅令廃止(1685)と続きます。言語政策としては、オイル語によるオック語の駆逐が注目されます。

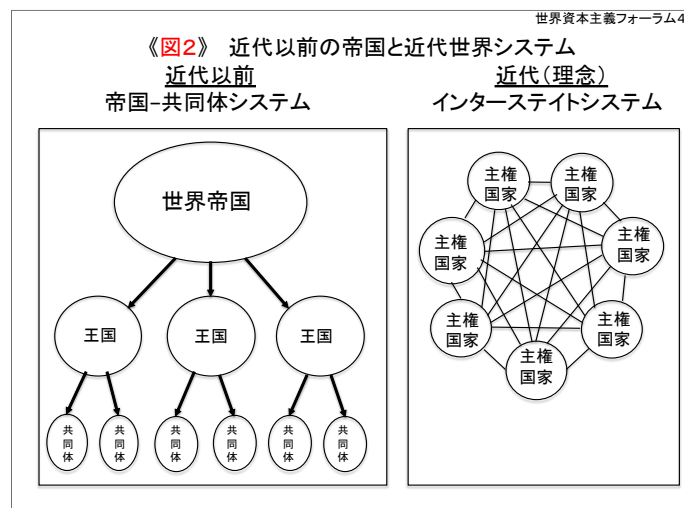
民族性原理は、近代世界システムの展開の中でさまざまな形で展開していきました。

N1 中核国でのマジョリティ文化の称揚とマイノリティの文化への貶^{へんか}価：文明的ナショナリズム（ナショナリズム①）に対抗する文化的ナショナリズム（ナショナリズム②）

N2 多民族国家からのマイノリティの分離独立要求（ナショナリズム③）

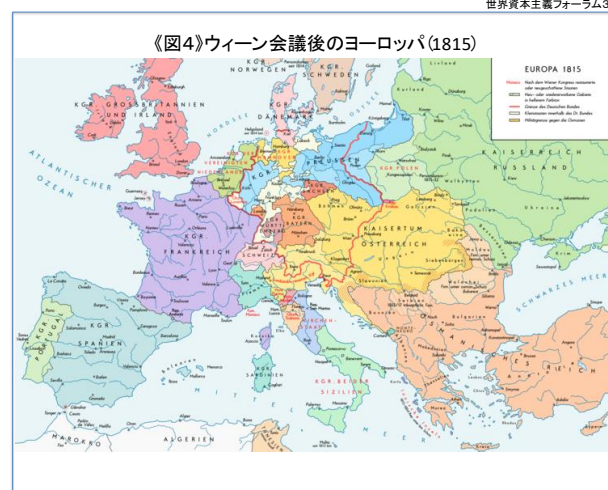
N3 「同胞」が分散している場合の統一志向（ナショナリズム④）およびその「同胞」が領土外にいる場合のイレデンティズム（「失地回復志向」（ナショナリズム⑤）

概念の整理（3）



民族間の抗争は、階級間の闘争とならんで、近代世界における歴史的駆動力であり、紛争源でした。近代の国家間システム（interstate system）は、「ウェストファリア体制」と言われることがあります。1648年のウェストファリア条約によって、「対等な主権国家」同士の関係《図2右》が成立したというものです。理念とは違い、国内外における人間集団同士の血生臭い殺し合いが現実でした《図3》。

しかも、明石欽司[2009]が明らかにしているように、「条約」が規定している事柄は、すでに以前から慣例となっていることが多く、その妥当範囲も限定されたものでした。ウェストファリア体制と言われる国際法体制は、ナポレオン戦争後のウィーン会議（1815）《図4》以後の状況を、過去に投影したものと見えそうです。ウィーン体制によって近代の国際関係が形をとったと言えましょう。



ウィーン体制に対する反システム運動は、1848年革命として現れました。階級闘争はフランスを中心に展開され、ルイ・ボナパルトの第2帝政に抑え込まれましたが、ヨーロッパ各国に労働運動の芽吹きがみられました。民族運動は、19世紀後半に、イタリアとドイツで君主主義的な統一運動の成功（ナショナリズム④）を収めることができました。19世紀後半には社会主義運動と民族運動の共闘が一部でみられ、第1インタナショナルには、ポーランドなどの民族独立運動を支持する動きがありました。個人の「出版」行為に対する支持を意味するとの理解のもとに、「出版の権利」擁護を主張するのと同様に、ナショナリストは、独立した国民国家の建設を「民族自決権」の行使であるとの理解のもとに、「民族自決」権を主張しました。民族性原理に基づいて独立した国家を建設するという意味で、「民族自決権」が主張され、社会主義者の一部もそれに賛同したのです。「民族自決権」という言葉が時代のキーワードへと発展する契機となったのです。

エンゲルスは、民族性原理という考え方に反対しましたし、後に「民族自決権」は大国間同士のパワーゲームの道具として機能する場合もありました。

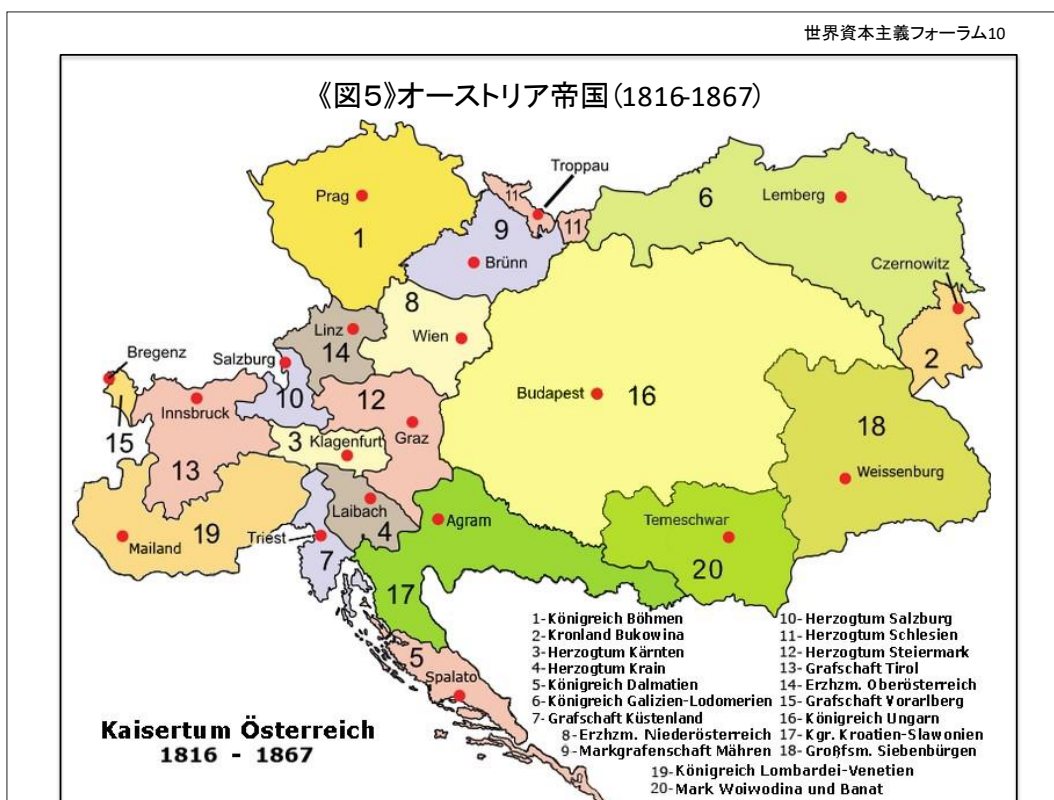
このような概念の機能転換は、「革命の輸出」（急進的リベラリズム、コミンテルン、ネオコン）による覇権追求の場合の「普遍的理念」においてもみられる現象です。

●報告要旨Ⅱ オーストリア社会民主党（SPO）の民族論争

（1）ハプスブルク帝国の衰退

報告要旨ⅡではSPOの内部の民族論争についてお話をします。

オーストリア帝国という国は、案外新しい国です。カール5世の弟のフェルディナンドが、オーストリア・ハプスブルク家を起こした16世紀に遡ると理解する人もいますが、オース



トリア・ハプスブルク家の当主は代々神聖ローマ帝国皇帝であった訳ですが、オーストリア皇帝であった訳ではありません。神聖ローマ帝国はナポレオンの圧力のもとで1806年に解体しますが、それに先立って1804年にオーストリア帝国が成立し、フランツ1世（神聖ローマ皇帝としてはフランツ2世）が皇帝として即位します。このときの帝国の領土は《図5》に示される20の王国、大公国、公国、伯国です。

このオーストリア帝国の国政が転換するのが、普墺戦争の敗北とアウスグライヒです。独立志向の強かったハンガリーが実質的な独立を果たしたのがアウスグライヒ（妥協）で、これ以降ハンガリー王国（トランスライタニエン）とその他の諸邦（ツィスライタニエン）の二重君主国になります《図6》。SPOは1888年にマルクス派とラサール派が合同して成立しますが、その活動の場はツィスライタニエンでした。



ハプスブルク君主国では支配民族は、ポーランド人以外のスラヴ系諸民

族は「歴史なき民族」でした。しかし、アウスグライヒ以降、ボヘミアでナショナリズムが昂揚し、ウィーン政府は「ターフェの言語令」（1880）により慰撫しようとした。これはドイツ語とチェコ語を「外務語」として対等であるとするもの（「内務語」はドイツ語）でしたが、チェコ人は満足することはありませんでした。

1897年に「バデーニの言語令」が出されました。これは、外務語、内務語を含めて官庁語を二言語化するもので、「優等」民族を自負していたドイツ人にとって圧倒的に不利なものでした。どの国でも多言語話者は民族的マイノリティに多いからです。ドイツ語しか話せないドイツ人は役人になる道を閉ざされることになります。ドイツ人大衆は憤激し、街頭に繰り出し、チェコ人と乱闘し、議会では爆竹を鳴らして議事妨害をしました。帝国議会は機能を停止しました。

民族的亀裂の先鋭化は、SPO(オーストリア社会民主党)の組織構成の変化をもたらしました。1897年のヴィンベルガー党会議において党は、ドイツ系、チェコ系、ポーランド系、イタリア系、南スラヴ系の民族別に分裂した組織の連合体に再編されました。1899年のブリュン党大会はこのような状況で民族問題についての党全体の態度を決定するために開催されました。

ハプスブルク二重君主国は、第一次世界大戦においてドイツ帝国と同盟し、協商諸国(英・仏・露・伊・米)と戦い敗北しました。二重君主国は解体《図7》し、ブリュン綱領は無効となりましたが、ブリュン綱領をめぐるオーストロ・マルクス主義者たちの論争は、20世紀初頭のマルクス主義者たちが民族問題を考える際に、多くの参照軸を提供しました。



II SPOにおける民族論争(2):マルクス・エンゲルスの民族論(1)

オーストロ・マルクス主義の民族論を検討する前に、マルクスとエンゲルスの民族論について、簡単に見ておきます。

『共産党宣言』では、Nationとかnationalという用語は、「民族的」というよりも日本語で「国民的」という意味で使われています。「民族的な分離・対立」を意味する場合には、「諸民族(Völker)の国民的(national)な分離と対立」とVölkerという語が添えられています。「国民的」という意味では、プロレタリアートは政治的支配権を獲得して初めて、そのような存在となるとされています。

II SPOにおける民族論争(2):マルクス・エンゲルスの民族論(2)

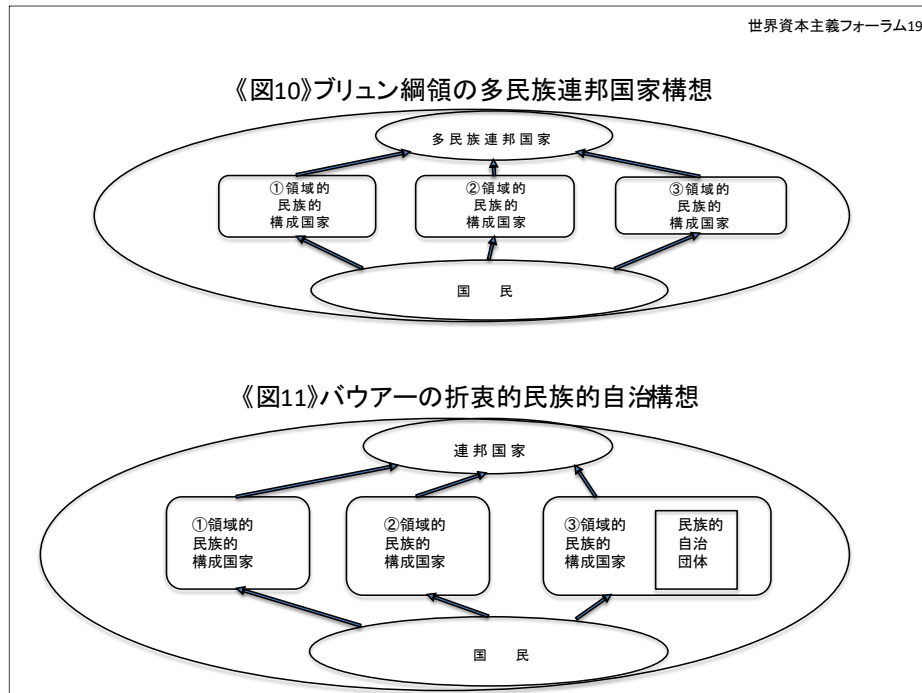
マルクスとエンゲルスは、たとえばポーランドの独立・再興運動に対する態度をみても、特定のナショナリズムに強い支持を与えています。しかし、どの民族も独立の政治的存在をいとなむ権利がある、自前の国民国家を建設する権利があるというような考えを、「民族性原理」と呼び、それは「ばかげたこと」とであると罵りました。エンゲルスはワラキアのルーマニア人やマン島人のような「諸民族の断片」が独立の国民になることなどは認めません。「歴史なき民族」のチェコ人がドイツ人プロレタリアートの革命運動に敵対することを許さなかったのと同じ判断です。ポーランド人の反ロシア闘争は、ヨーロッパの反動の砦であったロシア帝国にたいするものであり、ポーランド人が「歴史ある民族」であったからそう判断したのだらうと思われれます。

II SPOにおける民族論争(3): 「ブリュン民族綱領」

ブリュン民族綱領の眼目は、それが属地原理に基づくものであるということです。綱領の第2項では、「歴史的な帝室直属地」(邦国)に代わって、民族的に区切られた自治行政団体の連合が組織されることが謳われています。民族の境界と政治的境界とを一致させるという、ナショナリストの民族性原理を、はっきりと読み取ることができます。属地原理は、ミニ・ネイションステイトの連合体を帰結するので、構成国家である

ミニ・ネイションステイトにおいては、民族マイノリティは自己のアイデンティティ喪失の危機を感じ、民族間紛争が絶え間なく醸成されることになります。オーストロ・マルクス主義の特徴である「文化的自治」は第4項で軽く触れられているにすぎません。

ブリュン綱領における「多民族連邦国家構想」は《図10》で表されます



II SPOにおける民族論争(3):カウツキーの民族理論

ブリュン民族綱領の理論的基礎は、ブリュン党大会の前年1898年に執筆された、カウツキーの論文「オーストリアにおける諸民族の闘争」です。この論文でカウツキーは、小民族のナショナリズムの高揚の歴史的背景を、経済、政治、文化の3局面から明らかにしようとしています。リヴィウ(レンベルク)出身のルテナ人(西ウクライナ人)であるロマン・ロズドルスキーは、このカウツキーの論文に感激しています。マルクス主義者の中にも「歴史なき民族」の思いをいたす者を見出したということでしょう。

レンナーは属地原理に基づくブリュン綱領に反対しました。属地原理は、政治的な境界と民族の境界とを一致させる民族性原理を合意するものであり、それは必ず民族間の抗争を惹き起こすものです。民族は文化共同体にとどまり、政治共同体に進むべきではないと考えたのです。

II SPOにおける民族論争(4):バウアーによる「民族性原理」の称揚

バウアーは名著『民族問題と社会民主主義』(1907)において、民族の定義を民族形成過程論として展開しました。これはマルクス主義の歴史において初めてのことでした。バウアーによると、運命共同体としての民族は、自然共同体、文化共同体、交通共同体、言語共同

体という様々な性格共同体として現れ、人類の歴史を彩っている。民族という観点から見ると、人類史は疎外論的な三段階発展を遂げる。第一段階としての本源的姿：血統共同体、第二段階としての疎外態：支配民族と民族の隷属民との対立、第三段階としての疎外克服：統一的な社会主義民族、です。バウアーの民族把握は典型的な原初主義的把握であるといえよう。

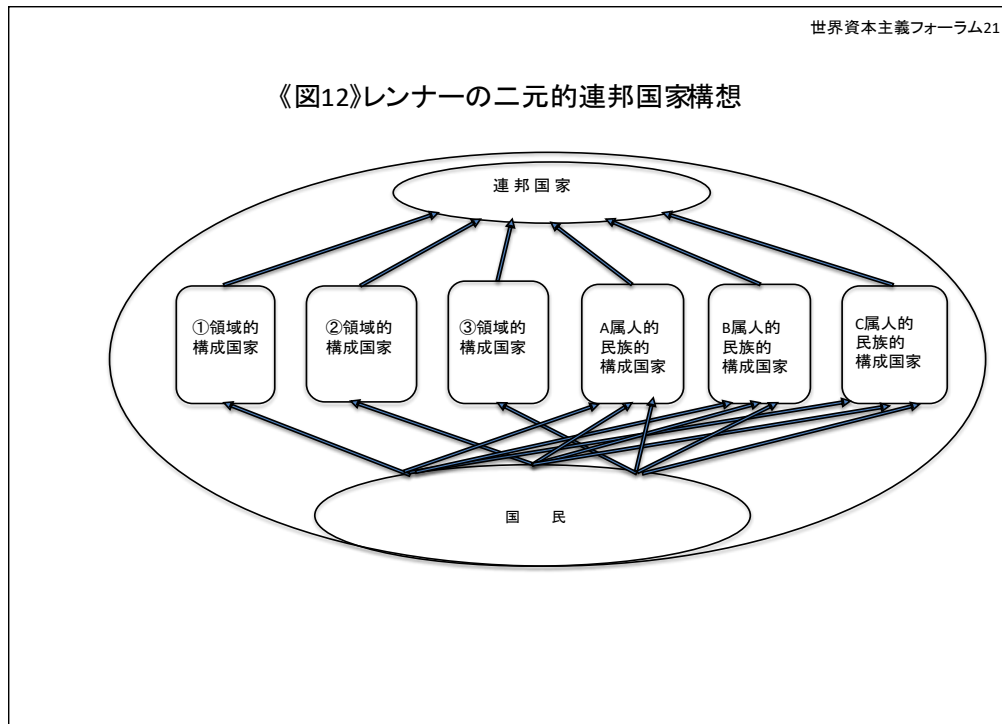
バウアーによれば、被支配階級の階級闘争と被抑圧民族の民族闘争は、他者の支配を廃棄するという点で共通性を持つとされます。民族性原理は労働者階級のイデオロギーとなり、民族主義の原理は資本主義的膨張政策に反対する手段となりえます。民族と文化とは不可分の関係にあり、民族共同体がなければ人類に文化はありません。

バウアーの民族的自治構想《図 11》は折衷的です。基本的にブリュン綱領に沿った構想で、属地主義を主要原理とし、属人主義的「文化的自治」を補完原理としたものです。

バウアーは、第一次大戦に際して、祖国防衛主義の立場に立ち、士官として志願したが、ロシア戦線で捕虜となり抑留されました。ロシア二月革命の後もロシアは協商国として参戦していたが、バウアーは捕虜交換によって復員しました（1917年9月）。帰国するとバウアーは「左翼民族綱領」を掲げて、社会民主党内の左翼のリーダーとなりました。独逸同盟国の敗北とハプスブルク君主国の崩壊後、バウアーは新生オーストリアの外務大臣となりましたが、ドイツとオーストリアの合邦という、民族性原理の実現は、協商国側によって阻まれました。

II SPO における民族論争（5）：レンナーの二元的連邦構想

レンナーは、ブリュン党大会には参加しませんでした。ブリュン綱領的な多民族連邦国家構想には反対し、党大会開催以前から反対の講演をしていました。彼の批判の眼目は、属地原理そのものにありました。属地原理は、民族の境界と国家の境界を一致させるという民族性原理そのものであり、民族性原理に沿ったネーションステイトを目指すナショナリズムは、民族的敵対を先鋭化させ、社会を無政府状態に陥れる、というのがレンナーの主張です。構成国家を属地主義原理によって形成する



ことは、構成国家をミニ・ネーションステイトとすることであり、混乱をもたらすだけである、とレンナーは考えたのです。

レンナーが民族問題史上で特異な二元的連邦の構想を展開したのは、大戦末期の1918年夏に上梓された『諸民族の自決権』です。

レンナーは民族自決 (nationale Selbstbestimmung) には二つの意味があり、一つは民族的主権 (nationale Souveränität) であり、いま一つは民族自治 (nationale Autonomie) であるとしています。レンナーは民族自治の立場に立ちます。

民族自治には四つのタイプが挙げられます。

属地システム1：帝室直属地を単位とする特定民族のみの自治、

属地システム2：民族的領域を単位とする各民族の自治、これは「ブリュン綱領」の自治案です。

属人システム1：属人団体に組織された民族が構成国家を形成する。この属人的構成国家と属地的一般行政団体としての構成国家の二元構造が、レンナーの二元的国家です。

属人システム2：純粋な同輩団体に組織された民族は、脱国家されている。いわゆる「文化的民族自治」はこれで、ブンド (リトアニア・ポーランド・ロシアユダヤ人労働者総同盟) のいう「民族自治」はこれにあたります。

レンナーの特徴は法秩序のもとでの闘争であり、内戦を通じて国家権力の獲得をめざすマルクス主義的伝統をはずれています。国家論についてもこの秩序観が反映しています。ナショナリズムが政治に関与することへの嫌悪感がうかがわれます。

民族性原理を軸に諸論者の位置を測ってみると、民族主義者にもっとも近いのがバウアーで、エンゲルスとレンナーは、民族性原理を否定する点でバウアーの対極に位置します。エンゲルスとレンナーの違いは、「民族性原理」の実現可能性が少数の民族に限られることを根拠とするエンゲルスにたいして、民族は文化的 (植物的) な存在であるべきで、政治的 (動物的) な存在になるべきではないとするレンナーのナショナリズム批判がより深いところを抉っていると思われます。カウツキーは、ナショナリズムが民衆的基盤を持っていることを認めたが、ナショナリズムに同調することはありませんでした。

●報告要旨Ⅲ ポリシェヴィズムへの SPO (オーストリア社会民主党) の論争の影響

(1) ポーランド問題

1896年の第2インタナショナル・ロンドン大会で「民族自決権」についての決議がなされました。このとき、ポーランド社会党とポーランド王国・リトアニア社会民主党 (ローザ・ルクセンブルク) との論争がありました。ポーランドはロシア帝国の一部であったので、この論争はロシアのマルクス主義にとっては見過ごしにできない問題でした。

1898年ミンスクでロシア社会民主党の創立大会が開かれたが、レーニンも、マルトフも、プレハノフも参加しませんでした。実際の党の出発点は、1902年にブリュッセルで開かれた第2回大会でした。この大会でポーランド王国・リトアニア社会民主党は「民族自決権」

削除を要求しましたが、退けられました。レーニンにとって反「民族自決権」論を検討することが課題になりました。

III ポリシェヴィズムへの SPO の論争の影響

(2) ブンド批判

ミンスクの第1回党大会(1898)にブンド(リトアニア・ポーランド・ロシアユダヤ人労働者総同盟)が参加し、党組織を複数の民族組織の連合体型にしようとする主張をしました。レーニンはブンド批判を通じて、オーストロ・マルクス主義へ関わっていきました。ブンドは「民族的文化的自治」を掲げていましたので、これに対する批判もレーニンの課題となりました。

III ポリシェヴィズムへの SPO の論争の影響

(3) 民族自決権

レーニンの「民族自決権」擁護論は誤解されやすい議論です。「民族自決権」は、ナショナリストの場合には、自分たちが分離・独立する際に、それが正当な権利の行使であることを意味しているが、レーニンが擁護するのは、特定の時期、特定の民族が分離・独立(「民族自決権」の行使)することではありません。擁護されるのは、一般的に小民族が「民族自決権」の権利を「保持」することです。

レーニン「われわれの綱領における民族問題」(1903)は、「民族自決権」の行使を、階級闘争の利益に従属させなければならないと主張します。「民族自決権」は、保持については無条件的ですが、行使については状況に応じて判断されるべきであるというのです。判断するのはポリシェヴィキ党であることは言うまでもありません。十月革命のあと、ポリシェヴィキは、フィンランドやポーランドの独立を認めますが、階級闘争の観点から状況判断した結果であり、「民族自決権」の「行使」が無条件であると考えていたからではありません。状況が変われば、レーニン自身がポーランド侵攻をおこないました(1920)。ポーランドが独立を維持したのは、ソ連軍を敗北させたからです。

レーニン「自決に関する討論の総括」(1916)でも、ブルジョア反動派に味方するような小民族の運動は「おしつぶす」べきであると主張しています。

III ポリシェヴィズムへの SPO の論争の影響

(4) スターリンの SPO 批判

チフリスの銀行強盗で名を挙げたスターリンは、ウィーンに滞在して、SPO の文献を調査して、民族問題に関する著作を出版するよう、レーニンに勧められました。それに応えた勉強の成果が『マルクス主義と民族問題』(1913)です。この著作は、レーニンから大げさな称賛を得ることができました。

この著作はロシア・マルクス主義における民族問題についてのもっとも包括的な著作である、との評価が長く下されていました。

「民族とは何か」という問いに対しては、歴史的に形成されたこと、安定していること、

言語、地域、経済生活、文化、という六つの指標を持つ存在であるとしています。これはバウアーの定義を借りて改変したのですが、「運命共同体」という契機が欠けています。六つの指標が完備されていることが条件とされて、民族として認定される場合の障害が高くされています。

「民族自決権」については、「民族の有害な慣習や制度に反対する煽動は必要」だとして、分離・独立問題以外の生活諸側面についても介入することが考えられています。

SPOの「文化的民族的自治」については、レンナーやバウアーの議論を矮小化したうえで批判を展開しています。分離・独立権を否定している、自治の範囲が狭い、歴史の発展過程に歯止めを掛けようとしているなどの非難は、むしろナショナリスト的な立場にスターリンがたっているとの印象を与えています。

スターリンはナロートとナーチアの間に二段階もうけることで、ナロート（民族）、ナロードノスチ（民族体）、ナチオナーリノスチ（民族集団）、ナーチア（国民）という民族の発展段階を考え、各民族の成熟度を細かく分類しました。この分類は、後のソ連邦の形成に際して、自治共和国等の形成の資格付けの基準を提供することになります。

III ポリシェヴィズムへの SPO の論争の影響

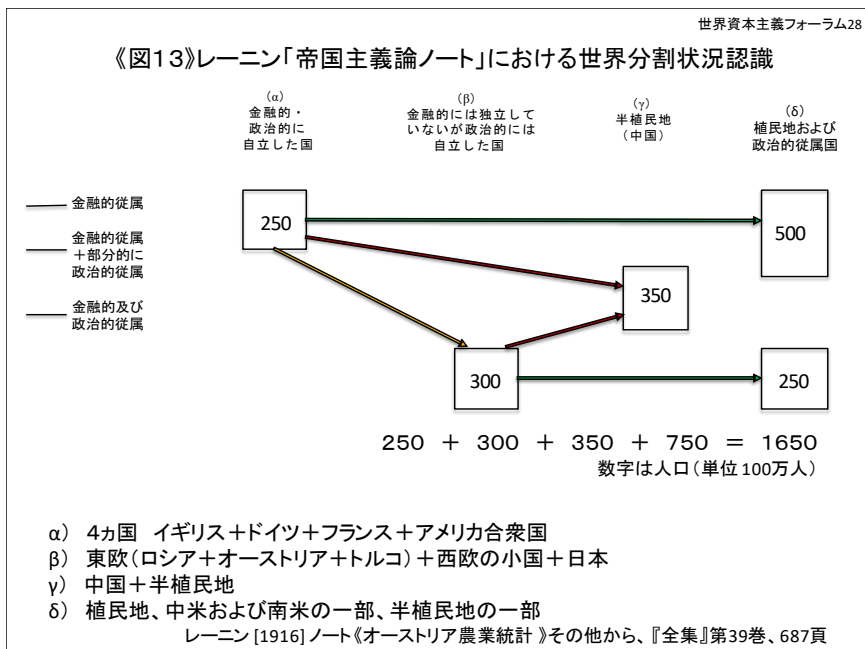
(5) 資本主義の変容認識

レーニンは大戦勃発以降、各国で展開された帝国主義論争を検討し、とくにドイツ語圏の議論から学んで、政治的反動・植民地領有を資本主義の独占段階への発展と関連づけて、独自の「帝国主義論」を形成しました。その際特に依拠したのは、バウアー『民族問題と社会民主主義』（1907）およびヒルファディング『金融資本論』（1910）でした。

III ポリシェヴィズムへの SPO の論争の影響

(6) 民族問題認識の視野拡大

レーニン「社会主義と民族自決権」(1916)は、20世紀初頭の民族運動について三つのタイプを分けています。これは同時期の「帝国主義論ノート」における世界分割状況認識に示めされた四類型とその相互関係を示す図《図13》に照応していると言えます。これらの文献ではもっぱら東欧の諸民族のナショナリズムにどう対応すべきかを問題にしていた民族認識から、民族問題はグローバルな資本主義発展そのものに伴う問題であるという認識へと、レーニンの飛躍があったと言えます。SPOの議論からポジティブな影響を受けたこと、この点は後の研究者も見過していることで、留意すべきことです。



III ポリシェヴィズムへのSPOの論争の影響

(7) コミンテルン第2回大会(1920)

レーニン「民族・植民地問題小委員会の報告」(1920)は、コミンテルン第2回大会での報告です。十月革命によって権力を獲得したポリシェヴィキは、ポリシェヴィズムによる世界革命を目指しますが、民族問題は「民族・植民地問題」という形で世界革命にとって重要な問題として捉え返されることになりました。

地球の総人口17億5000万人のうち70パーセントが被抑圧民族であるという認識は、《図13》における認識を基礎にしていて、世界革命の戦略を考えるうえで必要な意味を持ちました。「万国の労働者は団結せよ!」というスローガンは、「万国の労働者と被抑圧民族は団結せよ!」というものに衣替えすることになりました。

III ポリシェヴィズムへのSPOの論争の影響

(8) コミンテルン綱領(1928)

レーニンの死後、コミンテルンは「綱領」を作成しました。ブハーリンのイニシャティヴで作成されたと言われるこの綱領は、日本革命の戦略についても、31年テーゼ草案、32年テーゼという重要な文書の理論的背景になったものです。

「プロレタリアートの世界独裁のための闘争と革命の基本的な型」という項目では、植民地・半植民地諸国と従属諸国では、外国帝国主義による抑圧状況と、国内における社会発展の未成熟が、革命の型を考えるうえで重要な意味を持つと指摘されていて、レーニンの世界分割状況認識《図13》が継承されています。民族問題は反帝国主義闘争の根拠として理解されることになりました。

まとめ：マルクス、エンゲルス、SPO、ポリシェヴィキ

民族問題に関するさまざまな立場を整理してみましょう。

① 民族性原理と分離・独立について

否定的な立場は、エンゲルス、ローザ・ルクセンブルク、レンナーです。このなかでは、民族とは文化的な存在にとどまるべきで、政治的な存在に上昇すべきではない、というレンナーの立場がきわだっています。ナショナリストの主張に最も鋭く対立していると言えます。

バウアーは民族性原理を称揚する立場です。ナショナリストが連邦国家のもとでの自治を突破し、独立して主権国家を目指すときにそれを止める根拠はありません。

カウツキーは否定派と称揚派との中間的な立場と言えます。

レーニンとスターリンは、ナショナリズムに同調する訳ではありませんが、ブリュン綱領が民族的構成国家の主権を認めずに自治にとどめているのを批判する場合には、ナショナリスト寄りの印象を受けますが、特定の時期に特定の民族が独立すべきか否かは、ポリシェヴィキ党が判断するという点で、エンゲルスの立場とも見えます。

② 民族的自治の方式

ブリュン綱領、ソ連邦のどちらも、属地原理にそった構成国家の連合体です。ここでは、民族性原理（民族の境界と政治的境界との一致）が実現していることとなります。

ローザ・ルクセンブルクはポーランド王国だけの自治を認めていますが、この理論的根拠は不明です。

ブンドの「文化的民族的自治」は属人原理に沿ったものですが、国家体制とは次元が異なるものです。

レンナーの二元連邦制は、属地原理の一般行政国家と属人原理の民族国家（団体）の併存です。ここでは民族団体は教育・文化事業をおこない、属人原理で形成されますが、それが国家機構に組み込まれています。属地原理の国家では一般行政を行います、自民族第一主義の教育・文化から切り離されています。

③ SPO に対するポリシェヴィキの態度

まず、連合体としての党組織論の問題がありますが、これは党内のブンドがロシアに持ち込もうとしたものです。モデルはSPOのヴィンベルグ党会議（1897）です。レーニンは断固として連合体構想を退けます。彼にとっては党は中央集権的であってこそ意味があるものとなりうるものでした。

ブリュン綱領の属地的民族自治は、ソ連邦の構成国にも適用されました。スターリンはSPOを批判しましたが、連邦構成の枠組みとしては属地原理を取り入れました。民族の境界と政治的境界の一致という意味での民族性原理が適用されたといってよいと言えます。しかし、「民族自決権」が連邦からの小民族の分離・独立を意味する限りでは、SPOでもソ連邦で

も認められませんでした。

④ レーニンの「民族自決権無条件承認」の意味

小民族の分離・独立については、革命運動全体（世界革命）の利益に鑑みて判断されるべきで、革命党が決定するべきだとされました。その際、「民族自決権」の行使と保持の区別が重要となる。無条件承認されるのは「保持」の権利であり、「行使」の権利ではない。このように理解すれば、ボリシェヴィキの民族問題論はエンゲルスの立場とそれほど変わるものではありません。革命運動全体の利益に沿えば擁護、利益に逆らうものならば反対、ということです。だが、行使の権利と切り離された保持の権利は「空文句」あるいは「ニセ手形」ではないのか、多くのナショナリストはそう考えたであろうし、ローザ・ルクセンブルクなどもそう考えたことでしょう。

■主な質疑

[報告 I についての質疑]

●河村哲二 用語の問題ですが、アメリカではエスニック/エスニシティという言葉使われています。これについてどう考えますか？

▲太田仁樹 さいきんアントニオ・スミスが使い始めました。もともとは、欧州の少数民族の人々の暮らしを記述する学問——民族誌学 ethnography からきた言葉です。ギリシャ語の ethnos 国民・民族に由来します。民族の植物的状態を指す侮蔑的な意味でつかわれることはありました。

●河村 スミスはネーションとエスニシティの関係で論じています。これをどう見るか？

▲太田仁樹 スミスは民族の植物状態から動物状態への発展をエスニシティからネーションへの発展ととらえた。ただ、スミスは、ゲルナーの弟子だから、「国家が民族をつくった」とした。

●河村 スミスのいう、各ネーションの原型となっているエトニには、権力関係も入っていますが…。

●矢沢国光 ゲルナーの「構造主義的把握」において「工業化が必要とする高文明」に応えるネーションの形成、とされています。これは資本主義の国民経済の担い手としての民族、のことを言っているのでしょうか？

▲太田仁樹 ゲルナーが念頭に置いているのは重商主義段階のフランスや19世紀のリストの時代のドイツです。ゲルナーの「高文化」は、厳密な概念ではありません。

[報告Ⅱについての質疑]

●矢沢国光 レンナーの二元的連邦構想について。

図12の右側の三つの「属人的民族的構成国家」は「ドイツ人の団体」「チェコ人の団体」等ということですが、これらは、「団体」であって、「国家」ではないのですね？

▲太田仁樹 民族の登録にもとづく団体ですが、オーストリアという国家を構成する「国家」と考えられています。たとえば、オーストリアには、ドイツ人の「領域的構成国家」はありませんが、ドイツ人の「属人的民族的構成国家」があり、これは地域的にはオーストリア各地に分散している、という構想です。

[報告Ⅲについての質疑]

●河西勝 マルクス主義の民族理論をどう総括していますか？

▲太田仁樹 マルクス主義は、民族についての理解ができていなかった。そのけっか、マルクス主義は、ナショナリストの「民族の精神」論という**原初主義的把握**に依存し、民族対立の先鋭化をかえって煽ってしまった。

●河村哲二 第一次世界大戦は、総動員体制による総力戦として戦われ、「プロレタリア国際主義」が敗北する形になりました。この第一次世界大戦の**戦時総動員の問題**は、レーニン・スターリンの民族問題政策にたいして、どのように影響したのでしょうか？

▲太田仁樹 民族問題についてのレーニン・スターリンの認識・政策は、19世紀的な対応に終始しました。民族差別は中世からありましたが、18-19世紀に民族的反抗が激化した。民族主義者もマルクス主義者も、これを「民族の目覚め」ととらえ、国家が民族という衣装を着て自己主張し対立することを防げず、民族紛争の連鎖反応を助長してしまった。

●河村 そのことは、第一次世界大戦の原因論にも関係するわけですね。もう一つ、第二次世界大戦後の話ですが、EUは民族主義的国家対立に対する一つの解決策を示しているのではないのでしょうか？

●司会(矢沢国光) どのような意味ですか？

●河村 第一に、EUは構成国の主権の一部を上位のシステムに委譲して、(国際紛争をもたらず)主権国家体制からの脱出を目指しています。また、**主権国家の下位の地方政府や**

コミュニティに対しても、直接財政支援を行う仕組みもあります。第二に、EUは集団的安全保障によって、構成国どうしがナショナリズムによって戦争に突き進むことを防止しています。

●矢沢国光 独仏は、二度の世界大戦で衝突した。その反省から独仏が非戦同盟を作ることから欧州共同体が発せし、EUとなった。

国際関係は、主権国家体制である限り、軍事的衝突——戦争——が避けられない。世界から戦争を廃絶するためには、主権国家体制から抜け出るしかない、とわたしは考えます。

主権国家体制は、民族問題とどのように関係しているのでしょうか？

▲太田仁樹 世界の現状を「主権国家体制」とみるか、それとも、「(一部の覇権国を除いて)主権が制限されている体制」とみるか。

世界は、「覇権国と従属国」の関係であり、「主権国家同士の関係」ではない。例えば、米日韓の3国の関係は、アメリカという覇権国に対する従属国としての日本・韓国の関係です。

「主権国家」は、覇権争いをしている少数の国家を除けば、「目標」であって、主権国家にはなっていない。

日本は、主権国家ではないから平和でいられる、とも言える。

●河村 中心問題は、グローバル・ガバナンスの問題です。それに絡めて、世界の主権国家体制か連邦制世界政府か、という問題もある。「プロレタリア国際主義」も提唱された。

アメリカの連邦制や大英連邦は、太田さんが話された中東欧の民族問題とは大分違う。中東欧の議論は、**パックス・アメリカーナ**後のグローバル・ガバナンスの問題に生かせるのか？

▲太田仁樹 わたしの考えは、「完全な解決は求めない、現状より多少良ければよい」ということです。マルクス主義は、「ブルジョア社会の次は矛盾のない対立のない社会」を考えました。しかし(実際には)ブルジョア社会の次の社会も矛盾・対立がある。矛盾・対立が少しでも和らげばよい。ウォラステインも、4巻本の中で、最初の1,2巻では、ブルジョア社会の次には本当の社会主義ができると言っていた。3,4巻では、少しでも良くなればよい、と考えを変えた。わたしも、歳をとったせいか、少しでも良くなればよい、と考え方を変えた。「正義を貫く」とか「一気に変える」と考えると、より悲惨な結果を招く。

グローバル・ガバナンスについては、列強の妥協の積み重ねによって、少しずつ対立が静まっていくことに期待するしかない。

●河村 『帝国』のネグリ=ハートのハートは、グローバリゼーションと関連させて、アメリカ的な連邦制のイメージを考えている。グローバル・ガバナンスをどういう原理でやる

かという問題がある。

▲太田仁樹 アメリカの連邦制も、アメリカが覇権国としてやっていけたからできた。アメリカが傾いたとき連邦制が続けられるかという問題がある。トランプ大統領の登場は、アメリカ史の上でも異常だ。

●矢沢国光 国家論について。オーストリア社会民主党の「民族と国家」に出てくる国家は、「階級支配の道具としての国家」のように受け取りました。国家には、もう一つ「外に向かう国家(対外的な国家)」があります。つまり「他国の脅威から自国民を守る」のが国家であり、そのためには、国家は中央集権的な軍事国家——主権国家——になります。主権国家のシステムは、それ自体が武力衝突の要因を内包しています。

たとえば中国は、自らは「覇権を求めない」と言っても、米欧日が中国包囲網を作れば、その脅威に対して軍事力を強化せざるを得ない。中国は「主権国家」として、その軍事力の強化に向かいます。中国の軍事力強化に対して、米欧日がさらに軍事力を強化する——「安全保障のジレンマ」です。

こうした「主権国家体制」の廃棄が必要ではないか。

▲太田仁樹 国家間対立の「熱を冷ます」ことが肝要です。商品経済は人間を熱くし、国家間の対立を先鋭化させます。

それ以前の社会——モンゴル、明、清など——は、冷たい社会でした。

●河村 第一次世界大戦では、ウィルソンの民族自決主義と国際連盟が出てきた。第二次世界大戦では、植民地体制が終わって、国際連合ができた。二度の世界大戦を経て人類史的進展があった●河村 第一次世界大戦を受けて、民族自決主義と国際連盟が出てきた——ウィルソン主義ですね。第二次世界大戦では、植民地体制が終わって、植民地の主権国家としての独立を前提に、主権国家の連合体の上に国際連合を置く形が登場した。二度の世界大戦を経て、グローバルガバナンスに人類史的進展があったように見える。実際には、ボックス・アメリカナー——冷戦も含めて——が支配的になりましたが。

さいきんの「グローバル・サウス」の動きなど見ると、ボックス・アメリカナーのような覇権国家体制とは別の方向を志向しているようにも見えます——グローバルガバナンスの人類史的進展については、私見は楽観的過ぎるかもしれませんが。

▲太田仁樹 わたしには、楽観的過ぎるように思います。重商主義いらい、資本主義国家の本質は変わっていないのではないか。

■終わりの言葉 世界資本主義フォーラム顧問・河村哲二

たいへん面白く聞かせてもらいました。

近代の中東欧のマルクス主義の民族問題についての論点・論争の整理という貴重な研究についてお話いただき、大変勉強になりました。

パックス・アメリカナが動揺する中で、グローバル・ガバナンスを考えるうえで、その前提となる重要な問題についての貴重な報告でした。これをふまえて、これからのグローバル・ガバナンスについて、考えていきたいと思います。

本日は、どうも、ありがとうございました。

■司会者の感想(矢沢国光)

[1]国家の規定について

講師の報告は、「ナショナリズム」の規定から始まるが、nation という語は「民族」とも「国民」とも訳されるという。ここで疑問がよぎる。「国民」は「国家の民」だから「国家」を前提にしている——nation の規定に(無規定の)「国家」が紛れ込んでいるではないか？

この疑問にこたえるかのように、講師は、近代国家の成立過程について、図1で

α 中世国家 \rightarrow β 近世(絶対主義)国家 \rightarrow γ 近代国家

と整理し、「多くの論者は、 β 国家と γ 国家の間の転換を重視して、絶対主義を中世の最終段階として、近代以前の国家形態だと分類していますが、ブルジョア革命の前後の断絶を強調しすぎて、共和主義的偏向を見せています」「ナショナリズムを『国民主権』と一義的に結びつけると、ナショナリズムの多様性を捉えることが困難になる」と言う。

ここで述べられていることをわたしなりに解釈すると、「近代国家」は「ナショナリズムに駆られた主権国家」にほかならない。

「主権国家」の特質は、マックス・ウェーバーが喝破したように「暴力の独占」であり、講師が近代国家の成立として α 中世国家 \rightarrow β 近世(絶対主義)国家を重視するのは、「絶対主義国家」において「貴族」の武力(暴力)が解体され、国家の暴力、つまり「常備軍・警察」へと集中した——国家による暴力の独占——からであろう。

しかも、講師が「ナショナリズムには共和主義的ナショナリズムもあれば君主主義的ナショナリズムもある」というときの「ナショナリズム」は、[帝国内の被抑圧民族の民族自決運動ではなく]英仏独露日といった諸「列強」(覇権争いに参加する近代国家)の、外に向かったの国を挙げての志向——自ら対外侵攻するか、他からの侵攻に対処するか——を指している。

▲「国民主権国家」の意味

そうとらえれば、最終段階の「 β 近世(絶対主義)国家 \rightarrow γ 近代国家」の「主権者概念の転換」の意味も明らかになる。

第一次世界大戦は、「総力戦」になった。国民を総動員し、工業・経済力を総動員する。そのためには「労働者階級」を含む国民の大部分が、疑似的にはあっても、国家の担い手——主権者——たる意識を持つ。兵役志願の増加、戦時公債の購入、城内平和、…。これに失敗した帝政ロシアは、まっさきに敗戦国となる。

つまり、「近代国家」とは、「国民」を主権者とし、資本主義の経済力と「国民」を総動員する戦争国家である。

[2]もやもや感とその原因

「オーストロ・マルクス主義の民族論争」の話聞いて、言葉としてはわかって、すんと腑に落ちない——そうしたもやもや感が残ってしまう。

今回のフォーラムのテーマは、「近代国家と民族性原理」で、副題が「オーストロ・マルクス主義の民族論争から」である。ほとんどの参加者にとっても、またわたし自身にとってもなじみの薄いテーマだ。近代になって「民族問題」がはじめて噴出したのが第一次世界大戦時のオーストリアであり、しかもそのオーストリアには、マルクス・エンゲルスの伝統を引き継ぐオーストリア社会民主党があり、「民族問題」についての豊かな論議を積み重ねていた、という。

そして、ロシア 10 月革命とその後の内戦を経て帝政ロシアの版図のほとんどを「ソビエト社会主義連邦」に引き継いだレーニン・スターリンは、その過程で[また、その後の 1920-30 年代前半にかけて]数多くの「民族問題」に遭遇したが、そのときレーニン・スターリンが持ち合わせていた「民族理論」は、講師によれば、あの有名なスターリン『マルクス主義と民族問題』(1913 年)をはじめとして、ほぼすべてが、オーストリア社会民主党から引き継いだものだという。

このように言われれば、「オーストロ・マルクス主義の民族論争」を学ぶ重要性は、理解できる。

理解できるが、いまひとつ腑に落ちないのは、なぜだろうか？

結論を言うと、「オーストロ・マルクス主義の民族論争」を学ぶ側の主体的準備ができていないことに気づく。

帝政ロシアの崩壊で 50 もの「民族」が浮上してきたというが[田中克彦『「スターリン言語学」精読』岩波現代文庫 2000]、帝政ロシアでは、そうした「民族」はどのような状態にあったのか？ ポリシェビキは、内戦とソ連邦形成の過程で、そうした「民族」にどのように対応したのか？

『レーニン最後の闘争』の一つは、ソ連邦の構成共和国の地位をめぐるスターリンとの対立と言われるが、具体的にどのような政策上の違いがあったのか？

こうした帝政ロシアの崩壊とその後のソ連邦形成において、レーニン・スターリンが実際にどのような民族政策を実施してきたのか——それらの政策の根拠になった「民族理論」は、(もしあったとすれば)どのような民族理論であったのか？

こうした認識がほとんどないまま「オーストロ・マルクス主義の民族論争」のレクチュアをうけてもすっきりしないのは、致し方なかった。

[3]世界秩序論に向けて

とはいえ、短い質疑の時間に、河村哲二氏から「グローバル・ガバナンス」(国際秩序)論に絡めた質問が出され、「近代国家と民族主義」の今日的課題が垣間見られた。

今日の国際秩序を左右する「列強」は、米英 EU 中露、それに印であろうか。

米英がその衰退を「米日韓=中国包囲網」や「英米豪=中国包囲網」や「米英 EU=NATO=ウクライナ戦争体制」で補おうとしているが、インドを中心とする「グローバル・サウス」の、英米とも中露とも距離を置く「非同盟」の動きは、18 世紀以来の西欧資本主義「帝国主義」による 200 年以上にわたる「植民地支配」に対してその総決算を求める動きともいえる。

今日の「列強」は、ホブソン、ヒルファディング、レーニンの金融資本論・帝国主義論ではとらえきれない経済的政治的実在となっている。「列強」の総体的認識にとって、経済学・歴史学とともに、オーストリア社会民主党に起源をもち、両大戦の中で試された民族理論が役立つに違いない。

■参加者アンケートから

●高原浩之

オーストリア社民党とボルシェヴィキの民族問題をめぐる論争、その内容を知る勉強になりました。しかし、報告は、「民族性原理(分離・独立権)」について、エンゲルスとローザおよびレンナーは「否定派」、カウツキーは「容認派」、バウアーは「推進派」、レーニンとスターリンは「条件付(決定は革命党)」、という区分で終わっています(p32「まとめ」)。

しかし、ほしいのは総括です。この論争をどう総括し、ソ連の崩壊と中国の現状を民族問題でどう総括するか。最後に質問が出ましたが、残念ながら回答はあいまいでした。

(1)社会主義革命と民族問題 世界史的大道は自治ではなく自決権

20 世紀は、被抑圧民族が自決権を行使する民族自決の時代でした。その中心は、「北」・欧米帝国主義に植民地支配されていた「南」の民族解放、アジア・アフリカの独立でした。世界の過半数を占めるほど多数の主権国家が登場した。この歴史的現実から、オーストリア社民党の「民族自治」は批判し、ボルシェヴィキの「民族自決権」を支持すべきです。

民族自決権は、被抑圧民族が抑圧民族から国家的に分離・独立する自由であり、資本主義の産物、ブルジョア革命の概念です。新しく出現した主権国家も、全て資本主義であり、ほとんどが多民族国家であり、大民族が多数の小民族を抑圧し支配しています。しかし、そうであっても、社会主義革命を目指すプロレタリア階級はそれを支持すべきです。

その否定は、「自治」の主張でも、抑圧民族に対する加担になる。ソ連と現在の中国は、大民族のロシアと漢族が多数の少数民族を抑圧し支配し、資本主義・帝国主義へ変質・転化した。しかし、民族自決権を押し止めることはできない。東欧～中央アジアの民族自決でソ連は崩壊し、独立主権国家が登場した。現在のロシアも中国もそうなるでしょう。

(2)被抑圧民族の自己決定権が社会主義革命と抑圧・被抑圧の民族関係の清算に連なる

ソ連と中国は、「社会主義」の名による、①生産と労働の管理における官僚主義や②農業

集団化における農民収奪とともに、③民族自決権の否定で、変質・転化した。レーニンはスターリンと同一ではないが(「最後の闘争」)、マルクス・レーニン主義はソ連論・中国論で民族問題も総括し、「社会主義革命と階級支配の廃止が民族的な抑圧を廃止する」から、「民族的な抑圧と差別の廃止がないと社会主義革命はない」へ進まなくてはならない。

民族自決権は、国家的な分離・独立から自治までを被抑圧民族が自由に決定する権利=自己決定権に拡張すべきである。分離・独立が際限なく繰り返されるのか、先住民族や諸民族の混住の問題もある。しかし、USAやEUだけでなく、ASEANやAU(アフリカ連合)もある。ブルジョア階級と資本主義によってさえ、17~20世紀のブルジョア革命で出現した現在の主権国家の再編がある。プロレタリア階級と社会主義は諸民族と諸国家の平等と融和でもっと大きなことを必ず達成するだろう。

最後に、当面する米欧日と中・ロの覇権闘争と帝国主義世界戦争の危機に対して、ウクライナの自己決定権、および台湾と沖縄の自己決定権は大きな意義がある(韓国・朝鮮の自主的民主的平和的統一が加わればさらに)。これも確認したい。